議案第十七

号

港区地域優良賃貸住宅条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清

家

愛

港区地域優良賃貸住宅条例

(目的)

第 条 Ž 0) 条 例 は 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 制 度 要 綱 平 成 + 九 年 三 月 十 八 日 付 国 住 備 第 百 六 +

号 0) 規 定 に 基 づ < 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 設 置 及 び 管 理 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る こ と を 目 的

とする。

(用語の意義)

第 条 Ž 0) 条 例 に お い て、 次 0) 各 号 に 掲 げ る 用 語 0) 意 義 は そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定 め る とこ

ろによる。

地 域 優 良 賃 貸 住 宅 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 制 度 要 綱 第 $\stackrel{-}{-}$ 条 第 九 号 に 規 定 す る 地 域 優 良 賃 貸

住

宅 公 共 供 給 型) 0) う ち、 第 七 条 に 規 定 す る 資 格 を 有 す る 者 に 使 用 z せ る た め 区 が 建 設

し 及 び 管 理 す る 住 宅 亚 び に そ 0) 付 帯 施 設 を ļ う。

所 得 特 定 優 良 賃 貸 住 宅 0) 供 給 0) 促 進 に 関 す る法 律 施 行 規 則 平 成 五 年 建 設 省 令 第 十 六

号 第 条 第 四 号 0) 規 定 に ょ I) 算 出 し た 額 を 1, う。

三 共 同 施 設 管 理 事 務 所 等 0) 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 者 0) 共 同 0) 利 便 0) た め 0) 施 設 を い う。

(設置)

第 三 条 区 は 居 住 0) 安 定 に 特 に 配 慮 が 必 要 な 世 帯 \mathcal{O} 居 住 0) 用 に 供 す る 居 住 環 境 が 良 好 な 賃 貸

住 宅 を 供 給 す る Ž と に ょ IJ ` 区 民 0) 生 活 0) 安 定 と 福 祉 0) 増 進 に 寄 与 す る た め 地 域 優 良 賃 貸

住宅を設置する。

2 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 名 称、 位 置 及 び 戸 数 は 次 0) と お り とす る。

イツ高浜 港区地域優良賃貸住宅シティハ	名称
八号東京都港区芝浦四丁目三番二十	位置
二 十 戸	戸
	数

(使用許可)

第 四 条 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 を 使 用 し ょ う と す る 者 は 区 長 0) 許 可 を 受 け な け れ ば な 5 な **ر ب**

(募集方法)

第 五 条 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 者 以 下 使 用 者 と い う。 0) 募 集 方 法 は 公 募 と す

公 募 0) 例 外

第 六 条 区 長 は 次 に 掲 げ る 理 由 の 11 ず れ か に 該 当 す る 者 に 対 し て は 前 条 0) 規 定 に か か わ 5

ず 公 募 を 行 わ な 11 で 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 を 使 用 z せ る ご と が で き

る

災 害 に ょ る 住 宅 0) 滅 失

不 良 住 宅 0) 撤 去

三 公 営 住 宅 法 $\overline{}$ 昭 和 十 六 年 法 律 第 百 九 十 三 号 $\overline{}$ 第 条 第 十 五 号 に 規 定 す る 公 営 住 宅 建

事 業 0) う ち 区 が 施 行 す る 事 業 に 伴 う 公 営 住 宅 0) 除 却

伴 う 住 宅 0) 除 却 四

次

0)

イ

か

5

 \wedge

ま

で

0)

11

ず

れ

か

に

該

当

す

る

事

業

0)

う

ち

区

が

施

行

し

又

は

指

導

す

る

事

業

に

替

イ 都 市 計 画 法 昭 和 四 十 三 年 法 律 第 百 号 第 五 十 九 条 0) 規 定 に 基 づ < 都 市 計 画 事 業

口 土 地 区 画 整 理 法 $\overline{}$ 昭 和 十 九 年 法 律 第 百 + 九 号 第 三 条 第 四 項 又 は 第 五 項 0) 規 定 に 基

づ < 土 地 区 画 整 理 事 業

ハ 大 都 市 地 域 に お け る 住 宅 及 び 住 宅 地 0) 供 給 0) 促 進 12 関 す る 特 别 措 置 法 昭 和 五 十 年 法

律 第 六 + 七 号 $\overline{}$ に 基 づ < 住 宅 街 区 整 備 事 業

_ 都 市 再 開 発 法 $\overline{}$ 昭 和 四 十 四 年 法 律 第 三 十 八 号 $\overline{}$ に 基 づ < 市 街 地 再 開 発 事 業

ホ 土 地 収 用 法 $\overline{}$ 昭 和 十 六 年 法 律 第 百 十 九 号 第 +条 同 法 第 百 三 + 八 条 第 項 に

お 11 て 準 用 す る 場 合 を 含 む 0) 規 定 に ょ る 事 業 0) 認 定 を 受 け 7 11 る 事 業

 \wedge 公 共 用 地 0) 取 得 に 関 す る 特 別 措 置 法 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 五 十 号 第 条 に 規 定

す

る 特 定 公 共 事

業

申 込 者 0) 資 格

第 七 条 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 0) 申 込 み を し ょ う と す る 者 は 次 に 掲 げ る 要 件 を 満 た す 者 で

な け れ ば な 5 な 1,

し

T

る

ے

と

現 本 に 人 が 同 居 区 L 内 に 又 居 は 住 同 居 し 1, ょ う と す る 親 族 婚 姻 0) 届 出 を L な 11 が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同

託 号 z 第 れ て 十 11 る 七 児 条 童 第 本 項 第 人 三 と と 号 も 0) に 規 港 定 区 に 男 ょ I) 女 平 同 等 法 第 参 画 六 条 条 例 0) 四 平 に 成 規 十 定 六 す 年 る 港 里 区 親 条 で 例 あ 第 る 三 本 号 人 に 第 委

と マ IJ ア ジ ユ 制 度 を 利 用 し ょ う と す る 者 を 含 む 以 下 み な と マ リ ア ジ ユ 制 度 \mathcal{O} 相 手 九

条

0)

第

項

に

規

定

す

る

み

な

と

マ

IJ

ア

ジ

ユ

制

度

を

利

用

す

る

者

 $\overline{}$

本

人

と

と

も

に

当

該

み

な

0)

事

情

に

あ

る

者

及

V,

婚

姻

0)

予

約

者

を

含

む

児

童

福

祉

法

 $\overline{}$

昭

和

十

年

法

律

第

百

六

十

四

様

実 方 現 を と 目 11 指 う す 条 例 又 は 平 本 成 人 三 と 十 と 年 も に 東 京 東 都 京 条 都 例 才 第 IJ 九 ン 十 ピ 三 号 ク $\overline{}$ 憲 第 章 七 に 条 う 0) た わ 第 れ る 項 人 権 に 規 尊 定 重 す 0) る 玾 東 念 京 0)

ッ

都 パ 1 1 ナ 1 シ ツ プ 宣 誓 制 度 に ょ る 証 明 を 受 け た 者 本 人 と と も に 当 該 東 京 都 パ \vdash ナ 1

シ ッ プ 宣 誓 制 度 に ょ る 証 明 を 受 け ょ う と す る 者 を 含 む 以 下 東 京 都 パ 1 1 ナ 1 シ ッ プ 官

誓制度の相手方」という。)があること

三 区 規 則 で 定 め る 基 準 0) 所 得 0) あ る 者 で あ る ح °

四 現 に 自 5 居 住 す る た め 住 宅 を 必 要 と し て **(**) る

と。

五 住民税を滞納していないこと。

六 本 人 又 は 同 居 U ょ う と す る 者 が 暴 力 团 員 に ょ る 不 当 な 行 為 0) 防 止 等 に 関 す る 法 律 平 成

三 年 法 律 第 七 十 七 号 第 <u>_</u> 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 寸 員 以 下 _ 暴 力 寸 員 と 1, う

で

ないこと。

2

0)

前 項 各 号 に 掲 げ る 要 件 0) ほ か 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 0) 申 込 み を し ょ う と す る 者 は 次

各 号 0) 11 ず れ か に 該 当 す る 世 帯 に 属 す る 者 で な け れ ば な 5 な 11

高 齢 者 世 帯 本 人 が 六 十 歳 以 上 0) 者 で あ IJ か つ 同 居 し ょ う と す る 者 が 次 0) 1, ず れ か

に該当する者である世帯

イ 配 偶 者 婚 姻 0) 届 出 を し な 1, が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 0) 事 情 に あ る 者 及 び 婚 姻 0) 予 約

者 を 含 む 以 下 同 じ み な と マ IJ ア 1 ジ ユ 制 度 0) 相 手 方 又 は 東 京 都 パ 1 1 ナ 1 シ ッ

プ宣誓制度の相手方

ロ 六十歳以上の親族(配偶者を除く

ハ 本 人 又 は 同 居 し ょ う と す る 者 が 病 気 に か か つ て 11 る ご と そ 0) 他 特 别 0) 事 情 に ょ り、 そ

0) 者 と 同 居 z せ る ے と が 必 要 で あ る と 区 長 が 認 め る 者

障

害

0)

程

度

が

次

に

掲

げ

る

障

害

0)

種

類

に

応

じ

そ

れ

ぞ

れ

に

定

め

る

障

害

0)

程

度

で

あ

る

場

合

そ

第

障 害 者 等 世 帯 次 0) 1, ず れ か に 該 当 す る 者 が 11 る 世

帯

イ 障 害 者 基 本 法 $\overline{}$ 昭 和 四 十 五 年 法 律 第 八 十 四 号 $\overline{}$ 第 条 第 -- 号 に 規 定 す る 障 害 者 で

(-) \emptyset 身 体 障 害 身 体 障 害 者 福 祉 法 施 行 規 則 昭 和 十 五 年 厚 生 省 令 第 十 五 号 别 表

五 号 0) 級 か 5 四 級 ま で 0) 1, ず れ か に 該 当 す る 程 度

(二) 関 す 精 る 神 法 障 律 害 施 行 知 令 的 障 $\overline{}$ 昭 害 和 を \equiv 除 十 < 五 (Ξ) 年 政 に 令 お 第 1) 百 7 五 同 十 じ 五 号 第 精 六 神 条 保 第 健 三 及 項 び に 精 規 神 定 障 す 害 る 者 福 級 祉 又 に

 (Ξ) は 級 に 該 当 $(\underline{-})$ す る 程 度

知

的

障

害

に

規

定

す

る

精

神

障

害

0)

程

度

に

相

当

す

る

程

度

口 項 病 者 戦 症 傷 か で そ ら 病 第 者 0 六 障 特 項 别 害 症 援 0) 程 護 ま で 度 法 又 が $\overline{}$ は 恩 昭 同 給 和 三 法 法 别 十 $\overline{}$ 表 大 八 第 年 正 十 法 律 号 年 第 表 ノ 法 百 三 律 六 十 0) 第 第 四 八 十 号 --- 八 $\overline{}$ 款 第 号 症 0) 別 条 も 表 第 0) 第 項 号 に 表 規 ノ 定 す 0) る 特 戦 别 傷

ハ 項 0) 原 規 子 定 爆 に 弾 ょ 被 る 爆 厚 者 生 に 労 対 働 す る 大 臣 援 護 0) 認 に 関 定 す を 受 る け 法 7 律 11 亚 る 者 成 六 年 法 律 第 百 十 七 号 第 十 条 第

= ホ 六 十 海 ハ 三 外 ン 号 セ か ン 5 第 病 0) <u>_</u> 療 引 条 養 揚 に 所 者 規 入 で 定 所 日 す 者 本 る 等 に 引 ハ に ン き 対 セ す 揚 ン る げ 病 補 た 療 償 日 養 金 か 所 0) ら 入 支 起 算 所 給 者 等 し 等 に 7 関 五 す 年 る を 法 経 律 過 U 平 7 成 11 十 な 三 11 年 も 法 0) 律 第

子 育 7 世 帯 十 八 歳 未 満 0) 者 又 は 妊 娠 し て 11 る 者 が 11 る 世 帯

三

四 す ッ プ る 新 者 宣 婚 が 誓 等 当 制 世 該 度 帯 配 0) 偶 相 本 者 手 人 方 が 当 を 配 該 有 偶 す 者 み • な る に と み マ 至 な IJ つ と ア た マ 1 日 IJ ジ か ア ユ 5 1 ジ 制 五 度 年 ユ 制 0) 以 相 内 度 手 0) 0) 者 方 相 又 で 手 は あ 方 当 り 又 は 該 東 東 か 京 つ 京 都 都 パ パ 同 1 居 1 1 し 1 ナ ょ ナ 1 う 1 ح シ シ

ッ プ 宣 誓 制 度 0) 相 手 方 で あ る 世 帯

3

要

件

を

定

め

る

ے

と

が

で

き

る

区 長 は 必 要 が あ る と 認 め る と き は 第 __ 項 各 号 又 は 前 項 各 号 以 外 に 申 込 者 0) 満 た す ベ き

 $\overline{}$ 使 用 0) 申 込 み 等

2

区

長

は

使

用

0)

申

込

み

を

し

た

者

0)

数

が

使

用

z

せ

る

ベ

き

地

域

優

良

賃

貸

住

宅

0)

戸

数

を

超

え

る

場

定

を

図

る

必

要

あ

る

と

認

め

る

者

に

つ

11

て

途

0)

抽

選

に

ょ

る

~

と

で

き

る

第 八 条 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 0) 申 込 み は 公 募 0) 都 度 -- 世 帯 箇 所 限 I) と す る

及 合 V, は 若 干 公 開 名 0) 0) が 補 抽 選 欠 者 に と ょ そ I) 0) 前 登 条 録 に 規 順 位 定 を す 決 る 定 資 す 格 別 る 0) 0 審 Ž 査 0) 対 場 象 者 合 に $\overline{}$ お 以 1, 下 が て \neg 資 区 格 長 審 は 査 対 特 象 者 に _ 居 と 住 1, 0) う 安

3 場 合 区 は 長 は 使 用 使 0) 用 申 0) 込 申 み 込 を み し を た L 者 た を 者 資 0) 格 数 が 審 査 使 対 用 象 z 者 せ と る し ベ 7 き 決 地 定 域 す 優 る 良 賃 貸 住 宅 0) 戸 数 を 超 え な 11

使 用 予 定 者 0) 決 定

第 九 条 区 長 は 資 格 審 査 対 象 者 を 審 査 し、 第 七 条 に 規 定 す る 資 格 を 有 す る と 認 め た 場 合 は

地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 予 定 者 と し て 決 定 す る

2 と あ き つ 区 た 長 と 又 は き は 資 は 前 格 項 当 審 0) 査 該 規 地 対 定 域 象 に 優 者 ょ 若 良 り 賃 U 貸 < 資 住 格 は 宅 使 審 に 用 査 予 係 対 る 定 象 前 者 者 が 条 か 第 第 ら <u>_</u> 圳 七 項 域 条 に に 優 規 規 良 賃 定 定 す す 貸 る る 住 補 宅 資 格 欠 0) 者 使 を を 用 有 そ 0) L 0) 辞 な 登 退 1, 録 0) と 申 認 順 位 出 め が た に

(使用手続)

従

11

資

格

審

査

対

象

者

と

し

て

決

定

す

る

第 十 条 前 条 第 項 0) 規 定 に ょ IJ 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 予 定 者 と し て 決 定 z れ た 者 は 速 ゃ

か に 次 に 掲 げ る 手 続 を し な け れ ば な ら な 11

区 規 則 で 定 め る 資 格 を 有 す る 連 帯 保 証 人 が 連 署 す る 誓 約 書 を 提 出 す る こ と。 た

第 十 八 条 第 項 に 規 定 す る 敷 金 を 納 付 す る Ž と

長

が

特

别

0)

事

情

が

あ

る

と

認

め

る

場

合

は

連

帯

保

証

人

0)

連

署

を

必

要

と

し

な

11

だ

し

区

2 区 長 は 前 項 0) 手 続 を 完 了 し た 者 に 対 し 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 を 許 可 す る

住 宅 0) 使 用 を 開 始 L な け れ ば な 5 な 1, 0 た だ し 特 に 区 長 0) 承 認 を 受 け た と き は 0) 限 l)

でない。

3

地

域

優

良

賃

貸

住

宅

0)

使

用

を

許

可

z

れ

た

者

は

許

可

0)

 \Box

か

5

十

日

以

内

に

当

該

地

域

優

良

賃

貸

(使用料)

第 十 条 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 料 は 近 隣 0) 民 間 0) 賃 貸 住 宅 0) 家 賃 水 準 等 を 考 慮 し て

区

規 則 で 定 め る

使 用 料 0) 減 額

2

用

者

負

担

額

と

0)

差

額

 $\overline{}$

第

+

五

条

第

項

に

お

1,

て

差

額

_

と

1

う

0

を

使

用

料

か

ら

控

除

す

る

第 + 条 区 長 は 使 用 者 0) 使 用 料 負 担 0) 軽 減 を 図 る た め 使 用 料 0) 減 額 を 行 う <u>_</u> と が で き る

前 項 に 規 定 す る 減 額 は 前 条 0) 規 定 12 基 づ き 定 め 5 れ た 使 用 料 と 次 条 第 項 に 規 定 す る 使

と に ょ I) 行 う も 0) と す る

使 用 者 負 担 額 0) 決 定

第 + 三 条 区 長 は 前 条 に 規 定 す る 使 用 料 0) 減 額 を 行 う た め 使 用 者 負 担 額 を 定 め る も 0) と

す

る

2

前

項

0)

使

用

者

負

担

額

は

所

得

0)

区

分

等

に

応

じ

て

区

規

則

で

定

め

る

使 料 0) 減 額 0) 申 請

用

第 十 四 条 使 用 者 は 第 十 条 に 規 定 す る 使 用 料 0) 減 額 を 受 け ょ う ح す る と き は 新 た に 地 域

優 良 賃 貸 住 宅 を 使 用 し ょ う と す る と き 及 V, 毎 年 所 得 を 証 明 す る 書 類 を 添 付 し た 減 額 申 請

書 に ょ I) 区 長 に 申 請 し な け れ ば な 5 な 1,

2 区 長 は 前 項 0) 規 定 に ょ る 申 請 が な 1, 場 合 は 当 該 使 用 者 に 対 し 使 用 料 0) 減 額 を 行 わ な 1,

Ž と が で き る

所 得 0) 認 定 等

第 十 を 認 五 定 条 し て 区 ` 長 第 は 十 三 前 条 条 第 第 項 項 に 0) 規 規 定 定 す に ょ る 使 る 用 申 者 請 が 負 担 あ 額 つ た 0) 場 決 定 合 0) は 方 法 そ に 0) 従 内 11 容 使 を 審 用 者 査 負 0) 担 上 額 を 所 定 得

め

使

用

料

0)

減

額

を

行

う

旨

を

決

定

す

る

2 減 額 前 期 項 間 0) 規 そ 0) 定 他 に ょ 必 要 l) な 使 事 用 項 料 を 0) 明 減 記 額 0) を 上 行 う 使 旨 を 用 者 決 に 定 対 し U た と 通 き 知 す は る も 使 0) 用 と 料 す る 差 額 使 用 者 負 担 額

3 得 る <u>_</u> 0) 第 と 区 が 分 項 で を 0) き 下 規 る 回 定 つ に ~ て ょ 0) 変 l) 請 動 認 求 し 定 が た Z 場 あ れ つ 合 た に た 所 場 は 得 合 が に 使 お 用 前 者 11 項 て は 0) は 減 当 額 前 該 期 減 間 項 額 内 期 0) に 規 間 第 定 内 十 三 を に 準 所 条 用 得 第 す 0) る 再 項 認 に 定 規 を 定 す 請 る 求 す 所

(使用料等の徴収)

第 十 以 六 下 条 _ 使 使 用 料 用 等 料 _ 第 と 1, 十 う 条 0) 規 は 定 に 地 ょ 域 優 る 良 使 賃 用 貸 料 住 0) 宅 減 額 0) 使 を 用 行 許 う 場 可 0) 合 日 に あ か 5 つ 徴 7 収 は す る 使 用 者 負 担 額

2 か 5 前 使 項 用 0) 料 規 等 定 を に か 徴 収 か す わ る 6 こ ず と が 区 で 長 き は る 特 別 0) 事 情 が あ る ح 認 め る と き は 別 に 指 定 す る 期 \exists

3 4 満 又 た は 地 使 な 地 域 用 11 域 優 料 と 等 優 良 き 良 賃 は 0) 賃 貸 使 貸 住 毎 宅 用 住 月 料 宅 0) 末 等 0) 使 日 0) 返 用 ま 額 還 許 で 若 に は 可 0) そ し < 日 日 0) 割 若 は 月 計 明 U 分 算 渡 < を に U は 納 ょ 第 を 付 る L U た 項 な 日 0) け 規 0) れ 属 定 ば す に な る ょ 5 月 l) な に 指 11 お 定 け z る れ 使 た 用 期 期 日 間 0) が 属 す 月 る に 月

(使用料等の減免及び徴収猶予)

第 +七 条 区 長 は 次 0) 各 号 0) 1, ず れ か に 該 当 す る 場 合 は 使 用 料 等 を 減 免 し 又 は 使 用 料 等

の徴収を猶予することができる。

使 用 者 が 地 震 暴 風 雨 洪 水 高 潮 火 災 等 0) 災 害 に ょ る 被 害 を 受 け

た

と

き

使 用 者 0) 責 め に 帰 す ベ き 理 由 に ょ 5 な 11 で 引 き 続 き 十 日 以 上 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 全 部 又

は 部 を 使 用 す る Ž と が で き な 11 と き

し一音で化月) そこでプロミス いてき

三 前 号 に 掲 げ る 場 合 0) ほ か ` 区 長 が 特 别 0) 理 由 が あ る と 認 め る と

き

2 前 項 に 規 定 す る 使 用 料 等 0) 減 免 0) 割 合 及 び 期 間 は 区 長 が 実 情 を 考 慮 L て 定 8 る

(敷金)

3

第

項

に

規

定

す

る

使

用

料

等

0)

徴

収

0)

猶

予

0)

期

間

は

六

月

以

内

で

区

長

が

認

め

る

期

間

と

す

る

第 十 八 条 区 長 は 使 用 者 か 5 三 月 分 0) 使 用 料 に 相 当 す る 金 額 0) 範 拼 内 に お 11 て 敷 金 を 徴 収

することができる。

2 前 項 に 規 定 す る 敷 金 は 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 返 還 又 は 明 渡 し 0) 際 ~ れ を 還 付 す る た だ

し 未 納 0) 使 用 料 等 第 + 条 第 項 に 規 定 す る 共 益 費 又 は 賠 償 金 が あ る と き は 敷 金 0)

うちからこれを控除する。

3 共 益 前 費 項 又 た は だ 賠 L 償 書 金 0) を 場 償 合 う に に お 足 1, I) て な 1, 敷 と 金 き 0) は 額 が 使 未 用 納 者 0) は 使 用 直 料 ち 等 に そ 第 0) 不 十 足 額 条 を 第 納 --- 付 項 に U な 規 け 定 れ す ば る

ならない。

4 更 し 区 長 期 は 限 を 使 定 用 め 料 7 0) 既 変 納 更 に 0) 伴 敷 金 11 と 必 要 0) 差 が 額 あ を る 追 と 徴 認 し め る 又 と き は 還 は 付 す 第 る ご 項 と に が 規 定 で き す る る 敷 金 0) 額 を 変

5 敷 金 に は 利 子 を 付 け な 11 も 0) と す る

6 区 長 は 第 _ 項 0) 規 定 に ょ I) 徴 収 し た 敷 金 0) 運 用 に 係 る 利 益 金 が あ る 場 合 に お い て は 当

使用するよう努めるものとする。

該

利

益

金

を

植

栽

費

そ

0)

他

0)

環

境

0)

整

備

に

要

す

る

費

用

に

充

7

る

等

使

用

者

0)

共

同

0)

利

便

0)

た

め

に

(管理義務)

第 十 九 条 区 長 は 常 に 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 V, 共 同 施 設 0) 状 況 に 留 意 し そ 0) 管 理 を 適 正 か

つ

合 理 的 に 行 う ょ う 努 め る も 0) と す る

(修繕の義務)

第 十 条 区 長 は 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 び 共 同 施 設 に つ 11 て 区 規 則 で 定 め る 構 造 及 び 設 備 0)

主 要 な 部 分 を 修 繕 す る 必 要 が 生 じ た と き は 遅 滞 な < 修 繕 す る も 0) と す る た だ 使 用 者

責 め に 帰 す ベ き 理 由 に ょ つ 7 修 繕 す る 必 要 が 生 じ た と き は Ž 0) 限 I) で な 11

費用負担)

0)

第 十 条 次 に 掲 げ る 費 用 は 使 用 者 0) 負 担 と す る

前 条 に 規 定 す る 場 合 を 除 き 修 繕 に 要 す る 費 用

電 気 ガ ス 上 水 道 及 び 下 水 道 0) 使 用 料

三 じ λ か 1, 及 V, 排 水 0) 消 毒 清 掃 及 V, 処 理 に 要 す る 費 用

四 給 水 施 設 し 尿 浄 化 施 設 汚 水 処 理 施 設 昇 降 機 及 び 共 同 施 設 0) 使 用 及 び 維 持 に 要 す

る

費用

五 前 各 号 に 掲 げ る も 0) 0) ほ か 区 長 0) 指 定 す る 費 用

2 区 長 は 前 項 第 号 又 は 第 四 号 に 規 定 す る 費 用 0) う 5 使 用 者 に 負 担 z せ る ٢ と が 適

当

で

な 11 と 認 め る も 0) に つ 1, て そ 0) 部 又 は 全 部 を 使 用 者 に 負 担 z せ な 1, <u>_</u> と が で き る

(共益費)

第 十 条 区 長 は 前 条 第 項 各 号 に 規 定 す る 費 用 0) う ち 使 用 者 0) 共 通 0) 利 益 を 図 る た め

必 要 が あ る と 認 め る も 0) を 共 益 費 と し 7 使 用 者 か 5 徴 収 す る

2 使 用 者 は そ 0) 月 分 0) 共 益 費 を 毎 月 末 日 ま で に 使 用 料 等 と と も に 納 付 し な け れ ば な 5 な 1,

(使用者の保管義務及び賠償責任)

第 十 三 条 使 用 者 は 当 該 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 V, 共 同 施 設 0) 使 用 に つ 1, て 必 要 な 注 意 を 払 1,

Ž れ 5 を 正 常 な 状 態 に お 1, て 維 持 し な け れ ば な 5 な 1,

2 使 用 者 0) 責 め に 帰 す ベ き 理 由 に ょ I) 当 該 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 又 は 共 同 施 設 を 滅 失 し 又 は 損

傷 L た と き は 使 用 者 は ご れ を 原 形 に 復 し 又 は \mathcal{L} れ に 要 す る 費 用 を 賠 償 し な け れ ば な 5

ない。

(転貸等の禁止)

第 + 四 条 使 用 者 は 第 + 六 条 に 規 定 す る 場 合 を 除 < ほ か 当 該 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 を 他 0)

者 に 貸 し 又 は そ 0) 使 用 0) 権 利 を 他 0) 者 に 譲 渡 し て は な 5 な 1, 0

(許可事項)

第 十 五 条 使 用 者 は 次 の 各 号 0) い ず れ か に 該 当 す る 場 合 は 区 長 0) 許 可 を 受 け な け れ ば

な

らない。

使 用 許 可 を 受 け た 世 帯 員 以 外 0) 者 を 同 居 z せ ょ う と す る と き

地 域 優 良 賃 貸 住 宅 を -- 月 以 上 使 用 し な 11 と き

三 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 模 様 替 え そ 0) 他 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 に 工 作 を 加 え る 行 為 を U ょ う と す

るとき。

四 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 敷 地 内 に 工 作 物 を 設 置 し ょ う と す る と き

2 区 長 は 前 項 0) 許 可 に 当 た り 必 要 な 条 件 を 付 す る ے と が で き る

3 区 長 は 第 項 第 号 0) 同 居 z せ ょ う と す る 使 用 許 可 を 受 け た 世 帯 員 以 外 0) 者 が 暴 力 寸

員

で あ る と き は 同 項 0) 許 可 を し て は な 5 な 11

使用権の承継)

第 十 六 条 次 0) 各 号 0) 1, ず れ か に 該 当 す る 場 合 で 当 該 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 管 理 上 支 障 が な

1, と 認 め る と き は 区 長 は 当 該 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 権 0) 承 継 を 許 可 す る Ž と が で き る

者 又 0) ユ は 直 制 地 前 域 系 み 度 尊 な 優 条 0) 第 属 と 相 良 で マ 手 賃 貸 項 あ リ 方 ア 若 第 つ 住 7 1 し 宅 -- < 号 ジ 0) 0) は 使 使 ユ 規 用 制 東 用 開 度 を 定 京 承 に 始 0) 都 当 ょ 相 パ 継 I) 初 手 1 し ょ 当 か 方 1 う 該 ら 若 ナ と 地 引 U 1 す 域 き < シ ッ る 優 続 は プ 者 良 き 東 賃 当 京 宣 が 誓 貸 都 該 地 パ 住 制 使 宅 域 度 用 に 優 0) 者 1 良 ナ 相 0) 同 居 賃 1 手 配 貸 シ 方 偶 0) 又 住 ツ 者 許 プ は 宅 可 を に 宣 使 み 受 誓 居 用 な け 制 者 と 住 マ 7 L 度 IJ か て 0) そ ア 5 相 11 0 引 手 1 る 配 き 者 方 偶 ジ

続 き 年 以 上 居 住 し 7 11 る 者 で あ る と き

2 区 長 前 は 号 に 前 掲 項 げ 0) る 場 当 該 合 地 0) 域 ほ 優 か 良 賃 特 貸 别 住 0) 宅 事 0) 情 使 が 用 あ を る 承 と き 継 し ょ う ح す

(住宅の返還)

が

暴

力

寸

員

で

あ

る

と

き

は

同

項

0)

許

可

を

し

7

は

な

5

な

1,

る

者

同

居

す

る

者

を

含

む

第 で に 十 区 七 長 条 に 届 地 け 域 出 優 7 良 賃 当 貸 該 住 宅 住 宅 を 0) 返 還 検 査 し を ょ う 受 け と す な け る れ 場 ば 合 な は 5 な 返 還 1, 0 U ょ う と す る 日 0) 十 四 日 前 ま

2 を え そ 設 前 置 0) 項 に し 他 た 規 工 と 作 定 き を す は 加 る 場 え 使 る 合 用 行 に 者 為 お は を 11 て し ے 第 れ 又 <u>-</u> を は 撤 十 同 去 項 五 条 し 第 7 第 四 原 号 _ 形 0) 項 に 規 第 復 三 定 z 号 に な ょ 0) け I) 規 許 定 れ ば 可 に な を ょ 5 受 I) な け 許 11 て 可 敷 を 地 受 け 内 に て 工 模 作 様 物 替

(明渡し請求権)

3

前

項

0)

撤

去

等

に

要

し

た

費

用

は

使

用

者

0)

負

担

ح

す

る

第 を + 指 定 八 し 条 て ` 区 第 長 十 は 条 第 使 用 者 項 0) が 規 次 0) 定 各 に ょ 号 る 0) 許 1, ず 可 を れ 取 か I) に 消 該 当 し す る 当 場 該 合 地 域 は 優 良 使 賃 用 貸 者 住 に 宅 対 0) し 明 て 渡 し 期 を 日

請 求 す る ~ と が で き る

不 正 0) 行 為 に ょ つ 7 入 居 し た と き

<u>_</u> 使 用 料 等 を 三 月 以 上 滞 納 し た と き

四 三 第 地 七 域 条 優 第 良 賃 項 貸 第 住 四 宅 号 又 に は 規 共 定 同 す 施 る 設 要 を 件 故 に 意 該 に 当 損 し 傷 な し < た と な つ き た と

五 第 十 五 条 0) 規 定 に 違 反 し た と き

六 暴 力 寸 員 で あ る ご と が 判 明 し た と き $\overline{}$ 同 居 す る 者 が 該 当

す

る

場

合

を

含

む

き

七 ご 0) 条 例 又 は \mathcal{L} れ に 基 づ < 区 長 0) 指 示 命 令 に 違 反 し た と き

八 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 0) 使 用 者 相 互 0) 共 同 生 活 0) 秩 序 保 持 等 0) た め そ 0) 他 区 長 が 地 域 優 良

賃 貸 住 宅 0) 管 理 上 特 に 必 要 が あ る と 認 め る と き

2 区 長 は 使 用 者 が 前 項 各 号 0) 11 ず れ か に 該 当 す る 場 合 は そ 0) 使 用 者 に 対 し 明 渡 し ま

0) 間 第 十 <u>_</u> 条 に 規 定 す る 使 用 料 0) 減 額 を 行 わ な 1, と が で き る

3 良 賃 第 貸 住 項 宅 0) を 規 明 定 け に 渡 ょ z l) な 明 け 渡 れ U ば 0) な 請 5 求 を な 受 11 け た 0) 者 場 は 合 に 同 項 お 11 に て 規 定 す 使 用 る 者 期 又 日 は ま 当 で 該 に 地 域 当 優 該 良 地 賃 域

住

宅

0)

入

居

者

は

損

害

賠

償

そ

0)

他

0)

請

求

を

す

る

Ž

と

が

で

き

な

11

貸

優

で

(住宅の検査)

第 5 + 区 長 九 が 条 指 定 区 U 長 た は 者 に 地 域 優 地 良 域 優 賃 貸 良 賃 住 貸 宅 住 0) 管 宅 理 0) 上 検 査 必 を 要 z が せ あ る 又 と は 認 使 め 用 る と 者 き に 対 は し 7 区 職 適 当 員 な 0) う 指 ち 示 を か

させることができる。

2 前 項 0) 検 査 を 行 う 場 合 に お 1, て 現 に 使 用 し て い る 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 に 立 ち 入 る と き は

あ ら か じ め 使 用 者 0) 承 諾 を 得 な け れ ば な ら な 11

3 第 項 0) 検 杳 に 当 た る 者 は そ 0) 身 分 を 示 す 証 票 を 携 帯 し 関 係 人 0) 請 求 が あ つ た

と

き

は

(意見聴取)

<u>_</u>

れ

を

提

示

L

な

け

れ

ば

な

5

な

11

第

三 六 有 11 号 十 無 る 者 条 に 第 つ 1, 同 区 + 長 て 居 五 す は る 警 条 視 第 者 第 総 三 を 四 監 項 含 条 0) む 0) 0 第 意 許 見 可 を 十 を に 六 聴 つ し < 条 ょ 11 ご 第 う て と と す が 項 区 で 長 る 及 き び が と き、 第 る 特 に 十 必 又 要 八 は 条 と 現 第 認 に 地 め 項 る 域 第 と 優 六 き 良 号 賃 は に 貸 該 第 住 当 七 宅 す を 条 る 第 使 事 用 項 由 し 0) 第 7

区長への意見)

第 三 第 ょ う +項 と _ 第 す 条 六 る 号 者 警 を 視 第 含 総 む 監 十 は 五 条 又 地 第 は 域 三 現 優 項 良 に 賃 使 第 貸 用 L 住 十 宅 て 六 を 11 条 る 使 第 者 用 し 項 同 ょ う 及 居 V, す と 第 す る 者 る 十 を 者 八 含 条 む 現 第 に $\overline{}$ 同 項 に 居 第 つ し 六 1, 号 7 又 に は 該 第 同 当 七 居 す 条 U

る 事 由 0) 有 無 に つ 11 て 区 長 に 対 し 意 見 を 述 ベ る こ と が で き る

(指定管理者による管理)

第 三 十 条 区 長 は 地 方 自 治 法 $\overline{}$ 昭 和 十 年 法 律 第 六 十 七 号 第 百 四 十 四 条 0) 第 三 項

に 0) 規 地 定 域 に 優 ょ 良 I) 賃 貸 法 住 人 宅 そ 及 0) び 他 共 0) 寸 同 施 体 設 で 0) あ 管 つ 理 て に 区 関 長 す が る 指 業 定 務 す る 0) う も ち 0) 次 以 に 下 掲 げ 指 る 定 管 も 0) 理 を 者 行 わ と せ 1, る う

ことができる。

地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 V, 共 同 施 設 0) 設 備 0) 保 守 点 検 に 関 す る 業

務

地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 V, 共 同 施 設 0) 適 正 な 使 用 0) 確 保 に 関 す る 業 務

三 前 号 に 掲 げ る も 0) 0) ほ か 区 長 が 特 に 必 要 と 認 め る 業 務

(指定管理者の指定)

第 三 +三 条 指 定 管 理 者 と し て 0) 指 定 を 受 け ょ う と す る 者 は 区 規 則 で 定 め る とこ ろ に ょ I)

区長に申請しなければならない。

2 区 長 は 前 項 0) 規 定 に ょ る 申 請 が あ つ た と き は 次 に 掲 げ る 基 準 に ょ I) 最 も 適 切 に 地 域 優

良 賃 貸 住 宅 及 び 共 同 施 設 0) 管 理 を 行 う ے と が で き る と 認 め る 者 を 指 定 管 理 者 に 指 定 す る も 0)

とする。

地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 V, 共 同 施 設 0) 管 理 を 効 率 的 か つ 適 正 に 行 う た め に 必 要 な 執 行 体 制 を

確保することができること。

安 定 的 な 経 営 基 盤 を 有 し て 1, る ご と。

三 関 係 法 令 及 V, 条 例 0) 規 定 を 遵 守 し 適 正 な 管 理 を 行 う ے と が で き る

四 前 三 号 に 掲 げ る も 0) 0) ほ か 区 規 則 で 定 め る 基 潍

3 区 長 は 前 項 0) 規 定 に ょ る 指 定 を す る と き は 効 率 的 か つ 効 果 的 な 管 理 を 考 慮 し 指 定 0)

期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第 三 十 四 条 区 長 は 区 議 会 議 員 区 長 副 区 長 教 育 長 並 び に 地 方 自 治 法 第 百 八 十 条 0) 五

第

項 に 規 定 す る 委 員 会 0) 委 員 及 V, 委 員 が 無 限 責 任 社 員 取 締 役 執 行 役 若 し < は 監 杳 役 若

< は ے れ ら に 準 ず ベ き 者 支 配 人 又 は 清 算 人 $\overline{}$ 以 下 役 員 等 と 1, う と な つ て 11 る 法

し

人 11 そ る 法 0) 人 他 そ 0) 0) 寸 他 体 0) $\overline{}$ 区 团 体 が で 資 本 あ つ 金 て 基 本 区 金 議 そ 会 議 0) 他 員 以 Ž 外 れ ら 0) 者 に 準 が ず 役 員 る 等 も と 0) な 0) つ て 分 0) 11 る も 以 上 0) を を 除 出 < 資 L て

を 指 定 管 理 者 に 指 定 す る ご と が で き な 1,

(指定管理者の指定の取消し等)

第 三 + 五 条 区 長 は 指 定 管 理 者 が 次 0) 各 号 0) 11 ず れ か に 該 当 す る と き は 第 三 + 三 条 第 項

0) 規 定 に ょ る 指 定 を 取 I) 消 し 又 は 期 間 を 定 め 7 管 理 0) 業 務 0) 全 部 若 し < は __ 部 0) 停 止 を 命

ずることができる。

管 理 0) 業 務 又 は 経 理 0) 状 況 に 関 す る 区 長 0) 指 示 に 従 わ な 1, と き

- 第 三 + 三 条 第 _ 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 を 満 た z な < な つ た と 認 め る と
- 三 第 三 十 七 条 第 項 各 号 に 掲 げ る 管 理 0) 基 準 を 遵 守 し な 1, ح き

四 前 三 号 に 掲 げ る も 0) 0) ほ か 当 該 指 定 管 理 者 に ょ る 管 理 を 継 続 す る こ と が 適 当 で な 1,

と

認めるとき。

(指定管理者の公表)

第 三 + 六 条 区 長 は 指 定 管 理 者 0) 指 定 を し 若 し < は 指 定 を 取 I) 消 し た と き 又 は 期 間 を 定

め て 管 理 0) 業 務 0) 全 部 若 し < は 部 0) 停 止 を 命 じ た と き は 遅 滞 な < そ 0) 旨 を 告 示 す る も 0)

とする。

(管理の基準等)

第 三 +七 条 指 定 管 理 者 は 次 に 掲 げ る 基 準 に ょ り、 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 び 共 同 施 設 0) 管

理

に

関 す る 業 務 を 行 わ な け れ ば な 5 な 11

関

係

法

令

及

び

条

例

0)

規

定

を

遵

守

し

適

正

な

管

理

を

行

う

と

<u>_</u> 使 用 者 に 対 し 7 適 切 な サ 1 ピ ス 0) 提 供 を 行 う <u>_</u> と

三 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 V, 共 同 施 設 0) 設 備 0) 保 守 点 検 を 適 切 に 行 うこと。

四 業 務 に 関 連 し 7 取 得 し た 個 人 に 関 す る 情 報 を 適 切 に 取 I) 扱 う Ž と。

2 区 長 は 次 に 掲 げ る 事 項 に つ 1, て 指 定 管 理 者 と 協 定 を 締 結 す る も 0) と す る

前 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 関 し 必 要 な 事 項

- 二 業務の実施に関する事項
- 三 業務の実績報告に関する事項

四 前 三 号 に 掲 げ る も 0) 0) ほ か 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 及 び 共 同 施 設 0) 管 理 に 関 し 必 要

な

事

項

(委任)

第 三 十 八 条 ے 0) 条 例 0) 施 行 に つ い て 必 要 な 事 項 は 区 規 則 で 定 め る

付則

施行期日)

1 三 ご 十 六 0) 条 条 例 ま で は 及 V, 各 第 規 三 定 十 に つ 八 き 条 0) 規 区 規 定 則 は で 公 定 布 め る 0) 日 日 か か 5 5 施 施 行 行 す す る る 0 た だ し 第 三 + 三 条 か 5 第

港 区 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 シ テ イ ハ イ ツ 高 浜 0) 除 却 に 係 る 特 例

2 を 新 港 0) 除 住 使 区 港 宅 < 用 特 区 者 定 特 と か 公 定 に 5 共 公 11 規 う 第 賃 共 三 定 貸 賃 す 条 住 貸 る 第 を 宅 住 宅 要 使 シ 件 用 項 テ 条 を す 0) イ 例 満 る 表 ハ 平 た 旨 に イ す 規 ツ 成 0) 場 申 定 高 五 す 年 合 出 浜 に が る 港 限 港 以 あ 区 つ 区 下 条 り 地 例 た 域 現 第 区 と \equiv 長 き 優 住 宅 + は は 良 _ 六 賃 号 新 第 貸 と 住 七 住 1, 宅 宅 う 第 条 三 0) シ 第 テ 条 使 第 イ 用 0) を 項 ハ 除 許 第 イ 却 項 可 ツ に 0) す 号 伴 表 高 る 及 浜 に 1, Ž び 規 と 現 定 第 以 が 下 住 す で 宅 項 る

3

区

長

は

前

項

0)

規

定

に

ょ

IJ

新

た

に

使

用

を

許

可

し

た

新

住

宅

0)

使

用

料

等

が

現

住

宅

0)

最

終

0)

使

用

き

る

料 後 が 使 十 年 用 間 料 を 0) 限 減 度 額 と を L 行 て つ て 区 11 規 た 場 則 で 合 定 に あ め る つ と て <u>_</u> は ろ に 使 ょ 用 I) 者 負 新 担 住 額 宅 0) を 使 超 え 用 料 る 等 場 合 0) は 減 額 を 入 行 居 う 開 始

4 規 定 前 に 項 ょ 0) 規 る 定 減 額 に 後 ょ 0) l) 額 使 用 料 減 額 等 期 0) 間 減 そ 額 0) を 他 行 う 必 要 旨 を な 事 決 項 定 を し た 明 記 と 0) き 上 は 使 新 用 住 者 宅 に 0) 対 使 用 し 料 通 知 等 す る 前 も 項 0) 0)

と

す

る

と

で

き

る

5 第 料 使 十 に 条 と 用 て 十 料 等 規 に あ 用 付 _ 定 規 る 八 等 者 第 条 則 す 第 定 条 と 負 十 第 0) 0) 三 す 第 額 担 六 る は あ _ 使 る る 額 条 項 項 用 使 付 項 と 0) 第 並 0) 料 用 則 及 び 規 あ は 以 等 料 第 び 下 に 定 る 項 _ 0) 0) 三 第 付 中 第 に 0) _ 減 減 項 三 は 則 使 二 ょ 十 る 額 額 0) 項 第 用 使 規 付 三 料 用 八 減 と 則 項 等 料 条 額 と 定 第 _ に 第 第 読 あ 0) を 十 る 三 第 み ょ 規 と 行 替 る 項 定 十 項 0) 11 つ う 第 え は 減 条 0) に た 場 る 額 第 規 ょ 条 定 も 第 後 る 0) 号 合 _ 十 に 減 規 に 0) 0) 項 及 <u>_</u> と 使 並 ょ 額 と 定 び お す び 第 条 用 る 後 あ に 11 <u>_</u> る に 料 に 減 0) I) ょ 7 規 等 第 使 る 項 は 額 定 後 用 第 使 0) す と 十 0) 料 十 用 規 第 る 八 使 等 六 料 定 十 <u>__</u> 条 使 条 用 0) を 六 第 第 第 用 料 と 減 準 条 料 十 等 額 か 用 項 八 第 項 す 5 0) 0) を 条 減 第 十 及 行 第 額 る 額 第 <u>二</u> 六 び う 十 <u>_</u> と 条 第 場 及 号 八 ` V, 項 中 第 三 合 条 0) 中 付 第 四 項 に 場 ま 則 使 十 項 中 で あ 合 に 第 第 用 七 中 つ _ 三 十 料 使 7 お 第 条 等 項 使 用 は 11

説 明

地 域 優 良 賃 貸 住 宅 シ テ イ ハ イ ツ 高 浜 を 設 置 す る た め 本 案 を 提 出 1, た し ま す